

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-5

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
1	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1192～1293	坂東委員	渡り鳥調査について、広い範囲を見渡すことを重視した調査地点の配置は、ワシタカ類保護対策検討委員会における専門家ヒアリングでの「コースの幅は15キロぐらいある」という由井氏の発言から、渡り鳥が広い範囲を利用していると証明することを調査目標としたからではありませんか。しかしこのヒアリングでは、「20キロ間隔くらいで、上がっては下がるというピークがどこかにあるはずなので、その地点を見つけるのと同時に、そのコースをはずすことが大事になる」という重要な指摘もあります。事業地である八高山から経塚山一帯は大井川中流域から下流域の平野部に出る手前の最も標高の高い山塊であるとともに、大井川河床から一気に高度を上げる地形的な要素からも渡り鳥が高度を上げるピークになっている重要な場所である可能性が高いと予測されます。にもかかわらず、避けるべき渡りルートのピークがどこにできるのか、各風車予定地は該当しないのか、まったく評価できていません。事業による影響を回避低減するためには、検討する根拠となる調査データが必要です。現時点で示されている、数としては不十分な調査データからも、高度Mを飛翔していることが見て取れていて、風車位置がピークになっている可能性があります。いくつかの住民意見に挙げられている調査記録との数の隔たりについて、第2回審査会で事業者は少し離れている静岡市平山での活動であるからとしましたが、事業予定地や周辺でも、静岡猛禽研究会や周辺地域の有志による調査が継続的に行われていると聞いています。住民等からの意見をもう一度真摯に受け止めて、追加調査に基づいた適切な影響評価を望みます。	渡り鳥の調査地点については、対象事業実施区域及びその周囲を広く見渡せるように設定したものとなっており、その範囲の中で、専門家からのご意見にあるようなピークが存在するのであれば、その位置の確認に努めたものとなります。 風車設置付近では、すでに高度を上げた状態で通過していく確認が多かった印象でした。例としてサシバは、秋にまとまった飛翔が見られましたが、経塚山を含めた北側の山塊においては、対象事業実施区域よりも東側で高度を上げていて、そのまま通過するような動きが多く観察されました。大井川の河床も狭いところで、東には677mの菩提山などを越えてくる個体にとっては、同じような山塊の上を飛翔しているイメージと考えられます。一方、新東名高速道路に沿うような飛翔個体は、200～300mの山塊を飛翔してきており、532mの粟ヶ岳から経塚山の間の山塊で、より高度を上げようとしているような動きが見られ、これは、大井川の河床が広がっていることも要因ではないかと考えており、地形的な要素としては、南側で多く見られたと考えております。 ご意見にあるように、ブレードの回転範囲である高度区分Mでの飛翔も確認されてはおりますが、年間予測衝突数の算出結果からも、風力発電機設置予定位置における高度区分Mでの飛翔の確認頻度は高くない状況となっていることから、風力発電機が設置されるような稜線部ではなく、その周囲の標高が低くなっている箇所を主に利用しているものと考えております。 なお、第2回審査会において、静岡県平山の記録を引用しました。これは、周辺で記録数の確認ができる唯一のポイント情報であるため、今回の記録との比較をさせていただいたところです。準備書においては、今回の調査の内容や期間、視野範囲など調査条件を示して、確認数をあげておりますが、住民からあげられている情報は、数値だけであることから、調査条件の上で比較ができないところです。しかしながら、渡りのルートの一部であることは認識しており、継続した調査の必要性については検討しているところです。
2	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	-	小泉委員	予測衝突率、推定行動圏を求める調査では、すべての調査地点(推定に用いたすべての250mメッシュ)でバイアスなく同じ観察確率が確保されましたか。そうであれば、その根拠を示してください。 発見しやすい調査点では頻度が高く、発見しにくい(見落としの多い)地点では頻度が低くなった、などのバイアスが生じていませんか。 【関連する質問】 第1回審査会 61 62 63 66 80 81 82 97 第2回審査会 10 16 17	猛禽類調査における、累積調査時間時間の分布図を別添資料Q2にお示しいたします。対象事業実施区域における調査時間については、概ね451時間以上の確認が出来ることから、調査バイアスが生じているとは考えておりません。
3	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	-	小泉委員	【質問】 評価書で示すとしている行動圏の解析方法を報告してください。 解析結果に基づいて、工事期間中や施設稼働後の環境変化にともなう行動圏の変化を予測しますか。 【関連する質問】 第1回審査会 55 77 78 94 第2回審査会 5 10 13 14 17	行動圏等については、各ペアの飛翔状況、ディスプレイ及びパーチの確認位置、地形の他、幼鳥が確認された場合には、その幼鳥の行動範囲から推定いたしました。推定された行動圏、高利用域、営巣中心域の範囲及び好適な採餌環境の減少率について、別添資料Q3にお示しいたします。 変更区域及び風力発電機から500m範囲を考慮した場合、高利用域における最も好適な採餌環境(ランクA)の減少率は最大で██ペアの7.64%となっており、高利用域の観点からの減少率は小さいものと考えております。また、高利用域内におけるランクAの減少率が最も高かった██ペアに関して、行動圏内には好適な採餌環境が他にも存在しており、東側及び南側には他ペアの存在は確認されていないことから、高利用域をそちらに広げる余地は十分に存在しているものと考えられ、総合的にみると事業による影響は小さいものと考えております。追加で実施する調査の結果も踏まえ、行動圏に関して再度予測を評価書においてを検討してまいります。

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-5

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
4	13 景観	1528	東委員	写真ではなくシミュレーションです。よって①写真において・・・以降は削除してください。	ご指摘を踏まえ、「写真」の文言を「シミュレーション」に修正いたします。なお、予測結果にお示している景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残してあります。
5	13 景観	1528	東委員	②景観資源を「八高山」、大井川中流と捉えている記述ですが、八高山は独立峰ではなく、視点場からの八高山を含む周辺の山容と中景の大井川流域との自然景観が調和していることが、地域の特徴ある景観になります。よって、水平視野角32度の範囲に山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が視認できると予測される。	ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を修正いたします。
6	13 景観	1528	東委員	③写真において・・・以降は削除してください。南西方向に水平視野角13度の範囲の中、山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が視認できると予測される。。	ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を修正いたします。
7	13 景観	1528	東委員	④写真において・・・以降は削除してください。南方向に水平視野角9度の範囲の中、山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が、西方向に水平視野角24度の範囲の山稜線(スカイライン)上に○本の風力発電機が視認できると予測される。	ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を修正いたします。
8	13 景観	1528	東委員	⑤写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残してあります。
9	13 景観	1528	東委員	⑥写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残してあります。
10	13 景観	1528	東委員	⑧写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残してあります。
11	13 景観	1528	東委員	⑨写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残してあります。

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-5

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
12	13 景観	1528	東委員	⑪写真において・・・以降は削除してください。水平視野角3度の範囲の中に山稜線(スカイライン)上○本の風力発電機が視認できると予測されるが遠景であることかその影響は少ない。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
13	13 景観	1528	東委員	⑫写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。
14	13 景観	1528	東委員	⑬写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。
15	13 景観	1529	東委員	⑭写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。
16	13 景観	1529	東委員	⑮写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。
17	13 景観	1529	東委員	⑯写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。
18	13 景観	1529	東委員	⑰写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示ししている景観資源は、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残していません。

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-5

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
19	13 景観	1529	東委員	⑱写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。
20	13 景観	1529	東委員	⑳写真において・・・以降は削除してください。遠景に八高山含む山稜、中景に大井川流域は特長サル地域景観である。水平視野角56度の範囲の中、山稜線上に○本の風力発電機の林立が予測される。	「写真において視認できる景観資源」の記載を「シミュレーションを実施した範囲内において視認できる景観資源」の記載に修正し、景観資源の視認状況の確認結果の記載は残すよう修正させていただきます。風力発電機の視認状況の記載について、ご指摘のとおり修正いたします。
21	13 景観	1529	東委員	㉑写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
22	13 景観	1529	東委員	㉒写真において・・・以降は削除してください。	予測結果にお示している景観資源は、「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。景観資源の視認状況も、眺望の変化の状況に係る予測結果と考えていることから、記載を残しております。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
23	13 景観	1529	東委員	㉓写真において・・・以降は削除してください。景観資源である高山、八高山、栗が岳、大尾山の山稜線を分断することが予測される。	予測結果にお示している景観資源は、「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
24	13 景観	1529	東委員	㉔写真において・・・以降は削除してください。景観資源である高山、八高山、栗が岳、大尾山の山稜線を分断することが予測される。	予測結果にお示している景観資源は、「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
25	13 景観	1529	東委員	㉕写真において・・・以降は削除してください。景観資源である高山、八高山、栗が岳、大尾山の山稜線を分断することが予測される。	予測結果にお示している景観資源は、「第3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に選定される、自然景観資源を対象としており、「図10.1.7-2 主要な眺望景観」に抽出したものを予測評価の対象としております。ご指摘を踏まえ、予測結果の記載を一部修正いたします。
26	13 景観	-	東委員	航空障害等の設置は500m圏内最も高い風力発電機に設置することになります。5km圏内グレア効果の影響を鑑みた検証、最適値に発電機を設置、予測される環境影響評価を記載下さい。	航空障害灯の設置については、国土交通省東京航空局との協議を行い規定の範囲において決定することになります。協議の中ではグレアについても検証しますが、協議は評価書確定後に開始することになるため、環境影響評価手続きの中で結果を示すことが困難です。なお、設置する航空障害灯については、灯器メーカーとも情報交換し、下方への光の拡散を極力防ぐ灯器を採用するなど、極力住宅に不要な光が拡散しない機種を検討いたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-5

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
27	14 人と自然との触れ合いの活動の場	-	東委員	別紙添付	<p>ご指摘いただきました内容及び「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い(平成29年3月発行)」、「一般国道414号伊豆縦貫自動車道(伊豆市～河津町)評価書」の内容を踏まえ、且つ「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改訂)」に従いまして、別添資料Q27のように修正いたしました。</p> <p>なお、文献その他の資料調査では、官公庁の資料を中心とした公的情報を用いており、不特定の人々が自由に書き込みできるサイトの情報につきましては、調査結果の内容(把握した内容)について裏付けをとるために確認することはございますが、アセス図書には引用しておりません。</p> <p>また、ご指摘のとおり本事業の対象事業実施区域の周囲は降雪が少なく、春夏秋冬の利用が見込まれますが、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改訂)」にも「文献その他の資料調査により予測及び評価に必要な情報が得られる場合は、現地調査を省略できる。」とありますように、文献その他の資料調査のみ、もしくは1季の調査のみでも予測及び評価に必要な情報が得られる場合には、複数回の調査が必須とは考えておりません。</p> <p>眺望利用があり且つ本事業の実施のよって眺望景観に対する影響が生じる可能性のある地点につきましては、景観項目にて調査及び予測評価を実施いたしました。フォトモンタージュも景観項目にて掲載しておりますため、別添資料Q27でもそのように記載いたしました。</p> <p>「八高山」はご指摘もいただいておりますとおり、本事業の実施によって直接変化が生じ、変化が大きい地点ではございますが、環境保全措置として、登山道や広場の整備、案内板やベンチの設置等により利用を促進する案を検討しております。现阶段では、市境に位置し、一部エリアは国有林に該当する等、所有者が複数に分かれていることから利用促進案を具体化できてはおりませんが、島田市家山自治会からは「地元自治会が費用や人員を捻出して、登山等の維持管理を行っており、事業者が当該地で風力発電を行うならば、協力いただきたい」とのご要請もいただいております。引き続き地元の皆様のご要望をお聞きしながら、検討を進める所存です。</p>